

長野県新型コロナウイルス感染拡大防止対策事業実施要領

(趣旨)

第1 この要領は、長野県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業補助金交付要綱（令和2年7月31日付け2医第145号、2医看第113号、2保疾第535号、2介第265号、2薬第276号）（以下「交付要綱」という。）に定める補助金の交付の対象となる事業のうち、新型コロナウイルス感染拡大防止対策事業の実施にあたり必要な事項について定めるものとする。

(事業内容)

第2 新型コロナウイルス感染拡大防止対策事業の対象となる事業内容は、次の各号のとおりとする。

(1) 実施者

病院、有床診療所（医科・歯科）、無床診療所（医科・歯科）、薬局、訪問看護ステーション及び助産所（ただし、医療機関は保険医療機関、薬局は保険薬局、訪問看護ステーションは指定訪問看護事業者に限る。）

(2) 補助対象経費

新型コロナウイルス感染症に対応した感染拡大防止対策や診療体制確保に要する費用（従前から勤務している者及び通常の医療の提供を行う者に係る人件費は除く）

(3) 留意事項

ア 「救急・周産期・小児医療機関施設整備等支援事業」の支援金支給事業と重複して補助を受けることはできない。

イ 工事費は対象とならない（設備を設置するに当たっての工事費については、交付要綱に定める補助対象経費の「備品購入費」又は「使用料及び賃借料」に含まれるため、補助対象となる）。

ウ 感染拡大防止対策としては、例えば、以下のような取組が考えられる。

(ア) 医科医療機関の感染拡大防止対策の例

- ① 共通して触れる部分の定期的・頻回な清拭・消毒等の環境整備を行う。
- ② 待合室の混雑を生じさせないように、予約診療の拡大や整理券の配布等を行い、患者に適切な受診の仕方を周知し協力を求める。
- ③ 発熱等の症状を有する新型コロナ疑い患者とその他の患者が混在しないよう、動線の確保やレイアウト変更、診療順の工夫等を行う。
- ④ 電話等情報通信機器を用いた診療体制を確保する。
- ⑤ 感染防止のための個人防護具等を確保する。
- ⑥ 医療従事者の院内感染防止対策（研修、健康管理等）を行う。

(イ) 歯科医療機関の感染拡大防止対策の例

- ① 共通して触れる部分の定期的・頻回な清拭・消毒等の環境整備を行う。歯科用ユニット及びその周囲を患者の診療が終わるごとに消毒薬で清拭またはラッピングする。歯科診療で使用した器具等の滅菌用機器を導入する。
- ② 待合室の混雑を生じさせないように、予約診療の拡大や整理券の配布等を行い、患者に適切な受診の仕方を周知し協力を求める。
- ③ 発熱等の症状を有する新型コロナ疑い患者とその他の患者が混在しないよう、動線の確保やレイアウト変更、診療順の工夫等を行う。
- ④ 電話等情報通信機器を用いた診療体制を確保する。
- ⑤ 感染防止のための個人防護具等を確保する。
- ⑥ 医療従事者の院内感染防止対策（研修、健康管理等）を行う。

(ウ) 薬局の感染拡大防止対策の例

- ① 共通して触れる部分の定期的・頻回な清拭・消毒等の環境整備を行う。
- ② 発熱等の症状を有する新型コロナ疑い患者とその他の患者が混在しないよう、動線の確保やレイアウト変更、薬剤交付順の工夫等を行う。
- ③ 電話等情報通信機器を用いた服薬指導や薬剤交付等ができる体制を確保する。

- ④ 薬局内の混雑を生じさせないように、事前の予約や掲示等を行い、患者に適切な薬局内での対応を周知し協力を求める。
- ⑤ 感染防止のための个人防护具等を確保する。
- ⑥ 医療従事者の院内感染防止対策（研修、健康管理等）を行う。

（エ）訪問看護ステーションの感染拡大防止対策の例

- ① 共通して使用する物品（移動のための自動車や自転車、訪問鞆等）や職員が共通して触れる部分について定期的・頻回な清拭・消毒等の環境整備を行う。
- ② 在宅療養における感染予防対策、患者の症状を観察する際の留意点等が記載されたパンフレットの作成・配布を行い、患者や同居する家族等に説明し理解や協力を求める。
- ③ 医療機関、ケアマネージャー等と電話等情報通信機器を用い頻回に患者の症状把握を行う等、より密接な連携体制を確保する。
- ④ 電話等情報通信機器を用いた病状確認・療養上の指導等が実施可能な体制を確保する。
- ⑤ 感染防止のための个人防护具等を確保する。
- ⑥ 医療従事者の感染拡大防止対策（研修、健康管理等）を行う。

（オ）助産所の感染拡大防止対策の例

- ① 共通して触れる部分の定期的・頻回な清拭・消毒等の環境整備を行う。
- ② 感染防止対策のための動線の確保やレイアウト変更等を行う。
- ③ 施設内の混雑を生じさせないように、予約の拡大等を行い、妊産婦に適切な受診の仕方を周知し協力を求める。
- ④ 電話等情報通信機器を用いた相談対応や分娩立会い等ができる体制を確保する。
- ⑤ 感染防止のための个人防护具等を確保する。
- ⑥ 医療従事者の感染拡大防止対策（研修、健康管理等）を行う。

エ 診療体制確保に要する費用としては、例えば、以下のようなものが考えられる。

- ① 施設・敷地の清掃委託費（新型コロナ疑い患者用外来のために別途清掃委託する場合等）
- ② 洗濯委託費（新型コロナ疑い患者用に別途洗濯委託する場合等）
- ③ 寝具のリース料（新型コロナ疑い患者用寝具のリース等）
- ④ 感染性廃棄物処理費
- ⑤ 医療機器購入費（通常診療用と新型コロナ疑い患者用で医療機器を分ける場合等）
- ⑥ 検査委託費（医療従事者のPCR検査のための費用等）
- ⑦ 施設修繕費（感染防止のための換気対策のための修繕等）

（補助対象経費等）

第3 補助金の基準額、補助対象経費及び補助率等は、長野県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業補助金交付要綱（令和2年7月31日付け2医第145号、2医看第113号、2保疾第535号、2介第265号、2薬第276号）に定めのあるとおりとする。

附 則（令和2年9月3日2医第200号、2保疾第604号、2薬第310号）
この要領は、令和2年4月1日から適用する。